

- ごみゼロ大作戦 . . . 2
- 選挙セミナー「若者の投票率アップ」 . . . 4
- 彦根市職員採用説明会 . . . 7
- 人権市民のつどい . . . 10
- 市民健康診査 . . . 13
- 緑のカーテン栽培講習会 . . . 16

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の概要（その2）

支給の対象となるのは？

平成 26 年 1 月 1 日に彦根市に住民票がある人のうち、下の表の①、②に該当する人が支給対象者です。

③～⑦に該当する人は支給対象となりません。ただし、⑤の人が申告した結果、市民税（均等割）非課税となった場合、①臨時福祉給付金の支給対象となります。

		市 民 税																						
		課 税	非 課 税																					
平成26年1月分の児童手当	受給していない	<p>⑥平成26年度の市民税（均等割）が課税の人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">児童手当の所得制限限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数</th> <th>所得制限限度額</th> <th>収入額の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>622万円</td><td>833.3万円</td></tr> <tr><td>1人</td><td>660万円</td><td>875.6万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>698万円</td><td>917.8万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>736万円</td><td>960.0万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>774万円</td><td>1,002.1万円</td></tr> <tr><td>5人</td><td>812万円</td><td>1,042.1万円</td></tr> </tbody> </table> </div>	扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安	0人	622万円	833.3万円	1人	660万円	875.6万円	2人	698万円	917.8万円	3人	736万円	960.0万円	4人	774万円	1,002.1万円	5人	812万円	1,042.1万円	<p>⑤平成26年度市民税の申告がまだの人</p> <p>④市民税課税者に扶養されている人</p> <p>①臨時福祉給付金を受け取る人 次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今年1月1日現在、彦根市に住民登録のある人 ○平成26年度の市民税（均等割）が非課税
	扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安																					
0人	622万円	833.3万円																						
1人	660万円	875.6万円																						
2人	698万円	917.8万円																						
3人	736万円	960.0万円																						
4人	774万円	1,002.1万円																						
5人	812万円	1,042.1万円																						
受給した	<p>③平成26年度の市民税の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人</p> <p>②子育て世帯臨時特例給付金を受け取る人 次のA～Cすべて満たす人</p> <p>A平成26年1月分の</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童手当・特例給付の対象となっている児童 ○児童手当を支給されていた保護者の平成26年度の市民税の所得が児童手当の所得制限限度額未満 <p>B①臨時福祉給付金の対象でない児童</p> <p>C生活保護の対象でない児童</p>	<p>⑦生活保護を受けている人</p>																						

申請手続きの詳細については準備中

支給の対象と思われる人は、申請期間中に自身で手続きしていただく必要があります。申請書類、申請時期、期間などについては現在準備中です。決まりしだい、広報ひこねや彦根市ホームページでお知らせします。

問い合わせ先 困臨時給付金支給室 ☎ 22-1411（内線 376）、FAX22-1398